



A&A REPORT

Attorney & Accountant



8 AUGUST 2026 Vol.40

広島総合法律会計事務所

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル7F

● 暑中お見舞い申し上げます

公認会計士・税理士 藏田 修

年々暑さが厳しさを増しておりますが、皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

このたび会計部門では、8月の新事業年度開始に伴い13年ぶりに代表を交代し、広島総合税理士法人は小平祥彦税理士、広島総合公認会計士共同事務所は羽田謙次郎公認会計士が新たな代表に就任いたしました。私自身は引き続き会計部門のパートナーとして新代表を支えつつ、事務所のさらなる発展に努めてまいり所存でございます。新体制におきましても変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

広島総合税理士法人代表就任のご挨拶

税理士 小平 祥彦

このたび、藏田修税理士の後任として広島総合税理士法人の代表に就任いたしました。身に余る重責ではございますが、これまで多くのご縁に支えられ歩んできた経験を生かして、法人のさらなる発展と皆様の信頼にお応えできるよう、誠心誠意職務に邁進してまいります。

当税理士法人は、設立当初より「専門家集団による総合的判断に基づく最適なアドバイスを継続的に次世代にまで責任が持てる体制で」を事務所理念として掲げ、税理士・スタッフが丸一となって日々の業務に取り組んでおります。AI や DX をはじめとしたデジタル技術の活用による業務効率化に加え、刻々と変化する経営環境に対応するためのより付加価値の高いコンサルティング業務を通じて、多様化するニーズに寄り添った最適なサービスを提供してまいります。

今後とも役職員一同、より良いサービスの実現に向けて研鑽を重ねてまいりますので、前任者同様、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



左から羽田公認会計士、小平税理士、藏田公認会計士・税理士

広島総合公認会計士共同事務所代表就任のご挨拶

公認会計士 羽田 謙次郎

2026年8月1日付をもちまして、前代表である藏田修公認会計士の後任として広島総合公認会計士共同事務所の代表に就任いたしました。

当事務所は2010年10月の設立以来、皆様の温かいご支援のもと、会計監査を中心に地域に根ざした業務を続けてまいりました。当初は公認会計士2名による個人事務所からのスタートでしたが、藏田会計士の尽力により、現在では充実した人員体制を整え、より幅広いニーズにお応えできる事務所へと発展いたしました。

近年、会計業界を取り巻く環境は大きく変化しており、社会から求められる役割や責任も一層高まっています。私もこれまで培ってきた信頼と伝統を大切にしながら、公認会計士としての公共的使命と社会的責任をあらためて認識し、高品質な監査業務と専門サービスの提供に微力を尽くす所存でございます。

今後とも前任者同様、変わらぬご指導、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

広島総合法律会計事務所



弁護士法人 広島総合法律会計事務所（広島弁護士会所属）
広島総合税理士法人／広島総合公認会計士共同事務所
広島総合社会保険労務士法人

※2027年から事務所報の発行を年1回とさせていただきます。HPをご覧ください。



● A&Aセミナー 「下請法改正（取適法）について」

弁護士 砂本 啓介

2025年12月18日、「下請法改正（取適法）について」と題するA&Aセミナーをオンラインで開催しましたので、概要について報告します。

(1) 2026年1月1日から施行された通称・取適法は、従前の下請法を改正した法律です。下請法は、資本金の大きさと親事業者と下請事業者を区分した上で、特定の取引において、親事業者に義務や禁止行為を定めることで、下請取引の適正化を目的としたものでした。しかし、近年の物価高騰などによりサプライチェーン全体で適切に価格転嫁をできる形を実現しなければならないということで、今回の法改正に至ったというわけです。

(2) 具体的な改正点について、簡単に解説いたします。

①従業員数区分の追加

従来、資本金の大きさと親事業者と下請事業者を区分し、下請法の適用対象になるかどうかを定めていましたが、そこに従業員数の基準も加わりました。このため、これまでは事業取引の規模だけで見れば、大きな企業でも資本金が小さいため下請法の適用を受けなかったという事業者でも、従業員数によっては取適法の適用を受ける可能性が出てきました。なお、資本金と比べて従業員数は日常的に変動する可能性が高いため変動する可能性がありますし、従業員数として数える範囲はどこまでかといった疑問も生じます。取引ごとに従業員数を判断することになりますが、現実的には難しいため、ある程度定期的に確認するか、注文書・請書において従業員数に関するチェックボックスを入れておき、双方が従業員規模を申告する形にしておくこと等が対策として考えられます。なお、対象となる従業員数は、常時使用する従業員をいうとされ、賃金台帳の調整対象となる従業員数とされています。

②一方的な代金額決定の禁止

特に大きな改正として、業者間での協議に応じることなく一方的に代金額を決定することは禁止されることとなりました。これは改正目的でもある価格転嫁を適正に進めるためには重要なポイントになると考えられますが、実務上の運用が気になる部分です。今回の改正により、中小受託事業者（元の下請事業者）からの値上げ要請を委託事業者が無視したり、勝手に値上

げ幅を決めたりするというような態度自体が許されないこととなりました。このため、中小受託事業者から値上げ交渉を求められた委託事業者は、「うちも厳しいから」といって一方的に拒絶することは許されませんし、仮に増額に応じる場合でも勝手に増額幅を決定することはできず、真摯な協議のうえで決定しなければなりません。

③特定運送委託の追加

新しい適用対象となる取引として、「特定運送委託」という取引が加わりました。製造、販売などする目的物を引き渡しする際には運送の委託が必要となる場合があります、その運送委託が適用対象となります。自社の取引が適用対象となっていないか、各社で注意して確認してください。

④遅延損害金

遅延損害金についても、改正が行われています。従前、代金支払いが遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金の支払義務が定められていましたが、更に、今回の改正で、不当な減額などをした場合にその減額分についても遅延損害金が生じることが定められました。なお、遅延損害金については、当事者間で、民法の法定利率に従うとか、年利10%にするという合意をしていますが、14.6%になってしまうので、取引基本契約書などで異なる遅延損害金の定めをしている場合には、間違った取り扱いをしないように注意が必要になります。

⑤その他

近年インターネット上での取引の増加に伴い、注文書などで発注内容を明示する際に、電子メールなどの電磁的方法によることも発注者が選択できるようになりました。ただし、取引内容を示す書面や電子データについては2年間保存する義務があるため、電磁的方法で行うとしても、保存を忘れないように注意する必要があります。取適法の適用対象となる取引の代金決済に手形払いができなくなりましたし、電子記録債権などを使う場合も、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止されることとなりました。このため、支払期日までに現金決済ができるような取引を行うことが必要となっています。

● A&Aセミナー 「カスタマーハラスメント対策のポイント」

弁護士 武井陽太郎

社会保険労務士 石井 孝治

改正労働施策総合推進法が本年10月1日から施行され、事業主にはカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という）に対する防止措置が義務化されます。近時、カスハラは大きな社会問題となっており^{*}、弊所にもカスハラ関連の相談が増えています。

そこで7月22日、「カスタマーハラスメント対策のポイント」と題して、弁護士と社労士が合同で、カスハラに関する基本知識や事業主に求められる措置等を解説するセミナーを実施しました。多くの事業主様にご参加いただき、カスハラ対策への関心の高さを感じました。

以下、セミナー内容について概略をご報告します。

1. 職場におけるカスハラとは

職場におけるカスハラとは、①職場において行われる「顧客等」の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして「社会通念上許容される範囲を超えた言動」であり、③労働者の就業環境を害されるもの（①から③までの要素を全て満たすもの）をいいます。

「顧客等」とは、顧客、取引の相手方、施設の利用者その他のその事業主の行う事業に関係を有する者で、今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含まれます。商品の購入者、サービスの利用者だけでなく、取引先等の担当者や施設等の利用者・その家族、近隣住民も「顧客等」に当たるとされています。

また、「社会通念上許容される範囲を超えた言動」とは、社会通念に照らし、言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は手段や態様が相当でない言動を指します。典型的な例としては、①そもそも要求に理由がない、商品・サービス等と全く関係のない要求、②著しく過大、対応が著しく困難又は不可能な要求、③身体的（暴行、傷害等）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）、④威圧的、継続的、執拗、差別的、性的、拘束的（不退去、居座り、監禁）な言動などが挙げられています。

※例えば、厚生労働省の「職場のハラスメントに関する実態調査（令和5年度（2023年度））」では、過去3年間に労働者から「顧客等からの著しい迷惑行為」（カスハラ）の相談があったと回答した企業の割合は、27.9%（前回調査に比べて8.4ポイント増加）に上っています。

但し、顧客等からの苦情であっても、社会通念上許容される範囲で行われたものは、いわば正当な申し入れであり、カスハラには当たりません。この点の判断が、事業主が最も悩む部分だと思いますが、結局は、社会通念（常識）に照らして、顧客等の要求内容に妥当性があるのか、要求内容が妥当であってもそのための手段に妥当性があるのかを個別具体的に判断するしかありません。

セミナーでは、カスハラに該当する言動等について、具体例を挙げてご説明いたしました。

カスハラに該当するか悩まれた場合、お気軽に弊所までご相談ください。

2. カスハラの防止のために講ずべき措置

本年10月1日以降、すべての事業主は、以下のカスハラ防止等に関する措置を講じることが義務化されます。

- （1）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- （2）相談体制の整備
- （3）事後の迅速かつ適切な対応
- （4）対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置
- （5）そのほか併せて講ずべき措置

セミナーでは、以上の（1）～（5）の具体的内容をご説明するとともに、カスハラが発生した場合に事業主が適切に対応しなかった場合のリスクについてご説明いたしました。

3. カスハラを防止するための望ましい取組み

カスハラを起こさせないために

このほか、本セミナーでは、事業主がカスハラを防止するために望ましいとされる取組みや、顧客等にカスハラを起こさせないための心がけなどについてもご説明いたしました。

4. おわりに

カスハラは、どの企業であっても起こり得る問題であり、また、事業主として適切に対応しなければ、従業員の皆様に大きな肉体的・精神的なストレスを与えてしまいます。また、カスハラに対する適切な対処を怠れば、事業主自身が損害賠償義務等を負うリスクもあるところです。改正法の施行後は、カスハラはより一層重要な問題になっていくと予想されますので、懸念点や疑問点等がございましたら、いつでも弊所までご相談ください。



広島総合法律会計事務所は 企業・市民の皆様の様々な問題をワンストップでサポートします

グループ内の法律事務所、税理士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、相互の連携により、ワンストップで対応いたします。



弁護士

秋田 智佳子 (1997年登録)

B.LEAGUEバスケの推し活で各地のアリーナへ観戦に出掛けたついでに、名跡や美術館に足を運び、おひとりさま時間を満喫しています。



社会保険労務士

石井 孝治 (2004年登録)

昨年始めたゴルフに大ハマリ中。1年での100切りを目指して奮闘しています。仕事もスイングも常にブレない芯を意識します！



社会保険労務士

今井 淑誉 (2022年登録)

毎年秋、鮭を買ってイクラの醤油漬けを作るのが楽しみでした。価格高騰で最近は難しいですが、また楽しめる日を待っています。



弁護士

大迫 唯志 (1982年登録)

昔ながらの馬力で仕事を、とはいかなくなりました。その分、他の先生と連携を取りながら、刺激を受けつつ仕事を続けております。



税理士

大谷 浩史 (2010年登録)

先日ある案件をAIで確認したところ、自分の判断と異なる誤った回答に焦ったことがありました。教訓：AIの使用は慎重に…



弁護士

大山口 鉄朗 (2017年登録)

AIに資料作成をさせようとしても、思う通りに動いてくれない…。諦めずに、勉強を続けていこうと思います。



税理士

岡本 倫明 (1999年登録)

夏本番を迎えました。暑さに負けず、一つひとつの業務に誠実に取り組み、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。



弁護士

奥田 亜利沙 (2013年登録)

先日、早歩きしただけで筋肉痛になってしまったので、そろそろジムでの走り込みと筋トレを再開しようと思います。



税理士

小田 佳奈子 (2024年登録)

事務所のメンバー数名と一緒にウォーキング大会に出る趣味ができました。今年の目標は42.195km。美白との両立が大きな課題です。



弁護士

小田 清和 (1983年登録)

ワンストップサービスを標榜していますが、事務所として時代の流れに遅れないように研鑽を積まなければと感じているところです。



弁護士

尾山 慎太郎 (2009年登録)

平然とウソをつくAI。謝罪だけは上手なAI。AI時代到来に向けて、毎日のようにAIとケンカをしながら勉強しています。



客員弁護士

片木 晴彦 (2005年登録)

会社法改正の検討が始まり、金融商品取引法の大規模改正が国会で審議中です。追いつけるように頑張ります。



弁護士

河合 直人 (2006年登録)

健康維持のために朝トレをしていますが、筋肉痛と関節痛で逆効果かも知れません。事務所理念に沿って、「継続的に」頑張ります。



社会保険労務士

木戸 智香 (2011年登録)

先日、初めて宮島に宿泊しました。普段見慣れない夜と早朝の厳島神社は格別でした。もみじまんじゅうの手焼き体験もお勧めです。



公認会計士・税理士

藏田 修 (1988年登録)

一日一日を「あたま（明るく、楽しく、前向きの頭文字）を使って謙虚に生きていきたい」と思っていますが、なかなか難しいですね。

弁護士法人 広島総合法律会計事務所

広島総合税理士法人

広島総合公認会計士共同事務所

広島総合社会保険労務士法人



公認会計士・税理士

黒木 敬 (2010年登録)

土日は子どものソフトボールに付きっきり。灼熱の中、ヘロヘロですが、ついでにベースランニングで肉離れも。年には勝てません。



客員弁護士

小濱 意三 (2008年登録)

早朝や夜間に愛犬と散歩に行っています。結構長い時間歩かないと帰ろうとしないのですが、おかげでよい運動になっています。



税理士

小平 祥彦 (1999年登録)

最近60歳が近くなったせいなのか体がしんどいことがあるので、時間がある場合には健康のために散歩するようにしています。



社会保険労務士

小山 儀典 (2021年登録)

最近、運動不足解消のため週末のジョギングを始めました。休日に街並みを眺めながら走ることが、よい気分転換にもなっています。



社会保険労務士

杉田 綾子 (2010年登録)

包装紙の匂いが好きで、つい嗅いでしまいます。私の好きそうな匂いの紙は、職員が捨てずに取っておいてくれるようになりました。



弁護士

砂本 啓介 (2008年登録)

月1回、茶道のお稽古を続けていますが、なかなかお点前の手順を覚えられません。家で気軽にお茶を点てるのは慣れてきました。



弁護士

武井 康年 (1979年登録)

弁護士47年。専門家集団による総合的判断に基づく最適なアドバイスを、継続的に次世代にまで責任が持てる体制を目指します。



弁護士

武井 陽太郎 (2016年登録)

広島に戻って来てから、早いもので2年半が経ちました。これからも故郷・広島のために職務に励みます！ゴルフも頑張ります！



税理士

田中 幸治 (2012年登録)

春に近所の武田山(410.5m)へ子どもと登りました。1度目は夏で暑くてへばり断念、2度目のアタックで熊に気を付けつつ 無事登頂！



客員弁護士

田邊 誠 (2020年登録)

JR最寄り駅に図書館ができたので、これまで馴染みのなかった分野の新刊書を、返却期限に急かされつつ楽しんでいきます。



社会保険労務士

中段 しのぶ (2018年登録)

いつまでも元気に動ける体を目指して筋トレを始めました。“継続は力なり”を胸に、日々の積み重ねを大切に励みます。



弁護士

野曾原 悦子 (1987年登録)

「〇〇さん(以前依頼者だった方)から聞きました。」と言って来られる方が大勢おられます。ネットに頼らぬ口コミは今でも健在です。



公認会計士・税理士

羽田 謙次郎 (2004年登録)

株主優待に惹かれて、某コンビニジムに通い始めてから早2年が経ちました。効果のほど？それはご想像通り…



客員弁護士

三井 正信 (2005年登録)

社会経済の大きな変化により雇用関係やそれを取り巻くルールも複雑多様化していますが、広くワークルールの理解と定着に努めます。



弁護士

向井 良 (2008年登録)

ゴルフ、子育てなど、思うに任せぬことばかりですが、この忍耐(?)はきっと業務にも生きるはずと信じています。

● ご挨拶

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび広島総合税理士法人に入所した吉岡と申します。

令和 8 年に入り、国内外の経済環境は大きな転換期を迎えております。国内では、依然として物価高が続く一方、日銀の金融政策転換に伴う金利上昇が企業の資金繰りや投資判断に影響を及ぼしており、経営環境は複雑さを増しております。また、円安基調が続く中で、輸入コストの上昇やサプライチェーン再構築の必要性が高まるなど、多くの企業が戦略の見直しを迫られております。

税制面では、令和 8 年度税制改正において、中小企業の賃上げ促進税制の見直しやスタートアップ支援策の強化、GX（グリーントランスフォーメーション）投資促進税制の拡充など、企業の成長と変革を後押しする制度が相次いで導入されました。さらに、電子帳簿保存法の運用が安定期に入り、インボイス制度の定着とあわせて、会計・税務のデジタル化はもはや避けられない流れとなっております。AI 会計ツールや自動仕訳システムの普及も進み、実務の効率化と高度化が同時に求められ

税理士 吉岡 秀明

る時代に突入しております。このように、制度・技術・経済環境が同時に大きく動く状況下では、最新情報を正確に把握し、事業の実態に即した適切な判断を行うことがこれまで以上に重要となっております。これまで培ってきた経験に加え、最新の制度動向やテクノロジーの活用方法を積極的に学び、皆様の事業運営に寄り添った実務支援を行ってまいりたいと考えております。

今年度の税制改正において、金利上昇局面を踏まえた中小企業向け金融支援策や、設備投資・GX 投資を促進する税制優遇が拡充されました。金利負担増加に対応するための財務改善策や、投資判断における税務効果の最大化は、今後ますます重要性を増す分野です。

税理士として、皆様にどんな価値が提供できるかを自問しながら、これからも精一杯皆様のお力になれるようにベストを尽くしていく所存です。何かと至らぬ点もあるかと存じますが、皆様の事業発展に貢献できるよう誠心誠意努めてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

● 障害年金サイトをリニューアルしました

社会保険労務士 中段 しのぶ

我々社会保険労務士は「公的年金に関する唯一の国家資格者」として、年金制度の説明や手続きのサポートを行っています。年金というと、老後の生活を支える「老齢年金」がすぐに思い浮かぶと思いますが、現役世代にとっても、不慮の怪我や病気などで障害の状態になった時や家計の支え手が亡くなった時にそれぞれ「障害年金」「遺族年金」が支給されるなど、“人生のもしも”を支える年金があります。

当事務所では、この3つの年金制度のうち、障害年金に関する相談や裁定請求代行業務に積極的に取り組んできましたが、更に注力するべく、専用サイト「広島障害年金サポート」を開設しました。電話やメールのほか、LINEでの問い合わせにも対応し、簡単な受給診断ができるページも設けています。

障害年金の原則的な受給要件は文末に記載していますのでご参照ください。

「障害年金を申請したいけど、何から始めればいいのか分からない」「申請手続きが複雑そうで踏み出せない」といった方々のサポートを行っておりますので、障害年金について不明な事やお困り事のある方がいらっしゃいましたら、当サイトをご紹介します。

障害年金の受給要件(原則)

①加入要件

初診日*が年金制度(国民年金・厚生年金)の被保険者期間、もしくは国民年金の被保険者となる前の期間(20歳未満)であること。*障害の原因となった怪我や病気で初めて病院に行った日(初診日)がいつかを特定することが重要

②保険料納付要件

初診日の前日において、年金保険料の未納期間が一定以下であること

③障害程度要件

初診日から1年6か月を経過する日(障害認定日)において、障害の状態が国の定める基準に該当していること



障害年金サイトは
こちらから